

6 ネットアンファン臨時号「社会福祉基礎構造改革ってなあに」

署名活動に先だって、9月18日の学習会の内容を大至急お伝えします

船橋市葛飾公民館で日本福祉大学の垣内国光先生から「これからの保育所・学童保育はどうなるの」という演題で講義がありました。なぜ署名を集める必要があるのか、私なりにQ&A形式で考えてみました。

社会福祉基礎構造改革ってなあに... 現在国が進めている「福祉の民間委託プラン」です。現在は、社会福祉事業法という法律とそれに付随する省令・通達に基づいて、福祉分野への民間営利企業の参入は厳しく制限されています。保育園と学童は「第二種事業」に分類されており、もともと条件を満たせば民間営利企業の参入が可能な分野だったのですが、厚生省の通達により「社会福祉法人」と呼ばれる資格を持っている企業でなければ運営を許されていません。そして、社会福祉法人に認定されるには、厳しい条件審査をクリアしなければなりません。言い換えれば、「保育」は国と自治体が責任を持って行います、保育の質は国が保証します、と言う声明だったのです。社会福祉基礎構造改革は、この社会福祉事業法と省令・通達を元から改正し、大々的に民間営利企業の参入を認可・促進するものです。

社会保険料負担率 対国民所得比(A)	社会保険負担率 対国民所得比(B)	福祉+社会保険負担率 の対国民所得比(C)	負担に対する社会の 保険給付の割合(D%)
日本	17.0%	36.7%	0.46
アメリカ	19.4	36.5	0.53
イギリス	27.2	46.2	0.59
ドイツ	33.4	56.2	0.59
フランス	37.7	62.3	0.61
スウェーデン	53.4	70.4	0.76

【93年ただし日本は95年、アメリカは92年、【平成10年版厚生白書】資料より、一部追加加工】

民間委託は世界的な潮流だと新聞は書いているけど... メディアは背景を無視して、表面的な方向性だけを我々に伝えます。左の表を見て下さい。(A)は国民が「受け取った福祉サービス」、(C)は我々が「そのために支払ったお金」です。一番右の(A/C)は、「支払った中からどれだけ福祉に返って来たか」を示す数値ということになります。

民間委託を進めようとしている先進諸国は、もともと公的福祉がしっかりしていた国々であるのに対し、日本はその水準に達していません。アメリカよりも低いのです。一体どこにお金が流れているのやら。もともと公的福祉が手薄な国が、他の先進国と同じように民間委託を進めるなんて、冗談めいていますよね。

でも民間委託すれば競争が起こってコストが減って言われてるよね... 競争原理はマジックではないのです。無から有を作り出すことはできません。保育園が競争して削れるコストって何がありますか。保育園のコストは人件費と食事費と教材費です。何を削ればいいのでしょうか。削っても同じクオリティが維持できるでしょうか。その上、株主のために結構な利益まで捻出しなければならないのです。既存の民間企業なら、大き過ぎて立派過ぎる本社ビルを売ったり、仕事もしていないのに高給を貰っている役員に辞めてもらったり、製造プロセスを改めたりすれば、コストを浮かせることができます。そのために競争が役に立つこともあるでしょう。でも、保育園はモノではなくヒトを創る仕事ですから、効率とは無縁です。技術が進んでも、保育士1人で園児50人までOK!とはなりません。東海村で基準を超える処理量をこなそうとした民間企業が、臨界事故を起こしました。効率を追求したためです。世の中には、どんなに効率が悪くても、安全最優先で進めなければならない仕事があるのです。こんな仕事は民間企業の得意とする分野ではありません。どうして「競争=何でも解決」というイメージが、いとも簡単に我々に刷り込まれたのでしょうか。

学童はどうなるの... 97年児童福祉法改正で、学童保育は「放課後児童育成事業」という名称で法制化されました。しかし、これは法制化とは言えません。なぜならば「(最低)基準」が全く定められていないからです。実際に学童に子供を預ける親たちは、状況改善を自治体をお願いする時に、基準がないことに最も苛立っています。どの広さの部屋に、何人が定員で、指導員は何名で、という基準を国が示さないと、自治体は動くことができません。学童「保育」という社会福祉的な響きのある用語を敢えて避けて、「育成」という文部省用語を使った点も、「別扱い」することの予兆かも知れません。気を緩めることなく、学童保育の充実に向けて運動していく必要があると思います。

こうした背景から、今年の署名では、従来の保育条件改善の要望に加えて、早過ぎる福祉の営利事業化に反対し、学童保育に対する公的な支援を増やすこと、が加わっているのです。21世紀が「非福祉」の時代にならないよう、力を合わせて頑張りましょう。(対外交流分科会会長・藻谷 1999/10/1)

署名の記入要領

- ◆ 全国署名ですので、浦安市民や千葉県民に限定されません。会社の同僚や、ご近所、親戚の方にもご協力を呼びかけてください。
- ◆ 年齢を問いません。国民であれば、幼児の名前を親が代筆しても結構です。
- ◆ 住所が同じ場合でも、「同上」や「〃」などを使わないで、フルに記入しなければなりません。また、できれば都道府県名から始めてください。
- ◆ 遠方のご親戚などの場合、ご同意を得た上で、代筆することもやむを得ません。ただし、あくまで自署が原則ですので、同じ筆跡が延々と続くと、署名の信頼性に問題が出る場合があります。
- ◆ 集めて頂いた署名は、11月6日に第一次集計を行いますので、それまでに学童入口の父母会ポストに入れて下さい。
- ◆ カウントの都合上、少なくとも各用紙に空欄が残らないところまで、切りよく署名を集めて頂きたく存じます。今年も、みんなで頑張りましょう。